

令和3年生駒市議会（第6回）定例会議案

令和3年12月2日

生 駒 市



令和3年生駒市議会（第6回）定例会議案目録

議案番号	議 案 名	頁
議案第 73 号	令和3年度生駒市一般会計補正予算（第11回）	1～25
議案第 74 号	令和3年度生駒市国民健康保険特別会計補正予算（第2回）	26～32
議案第 75 号	令和3年度生駒市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）	33～35
議案第 76 号	令和3年度生駒市病院事業会計補正予算（第3回）	36～40
議案第 77 号	生駒市市民投票条例の一部を改正する条例の制定について	41
議案第 78 号	生駒市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について	42～43
議案第 79 号	金鷄の杜倭苑条例を廃止する条例の制定について	44
議案第 80 号	生駒市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	45
議案第 81 号	生駒市生涯学習施設の指定管理者の指定について	46
議案第 82 号	生駒市テレワーク&インキュベーションセンターの指定管理者の指定について	47
議案第 83 号	奈良広域水質検査センター組合を組織する構成団体の数の減少及び同組合の規約の変更について	48～49
議案第 84 号	生駒市教育委員会委員の任命について	50
議案第 85 号	生駒市固定資産評価審査委員会委員の選任について	51



議案第 73 号

令和3年度生駒市一般会計補正予算（第11回）

令和3年度生駒市の一般会計の補正予算（第11回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ613,995千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44,008,940千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の追加及び変更は、「第4表地方債補正」による。

令和3年12月2日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

# 第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金		8,358,998	109,539	8,468,537
	1 国庫負担金	5,270,636	112,736	5,383,372
	2 国庫補助金	3,062,906	△3,197	3,059,709
16 県支出金		4,357,693	521,524	4,879,217
	1 県負担金	2,035,474	46,865	2,082,339
	2 県補助金	2,071,640	474,659	2,546,299
20 繰越金		1,576,560	△55,068	1,521,492
	1 繰越金	1,576,560	△55,068	1,521,492
21 諸収入		1,013,880	2,500	1,016,380
	4 雑入	1,005,278	2,500	1,007,778
22 市債		2,954,300	35,500	2,989,800
	1 市債	2,954,300	35,500	2,989,800
歳 入 合 計		43,394,945	613,995	44,008,940

## 歳 出

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		351,381	6,237	357,618
	1 議会費	351,381	6,237	357,618
2 総務費		5,289,045	△27,660	5,261,385
	1 総務管理費	4,398,768	△18,745	4,380,023
	2 徴税費	497,677	△8,915	488,762
3 民生費		17,027,891	191,150	17,219,041
	1 社会福祉費	6,917,206	185,155	7,102,361
	2 児童福祉費	8,043,993	3,872	8,047,865
	3 生活保護費	1,430,457	△2,273	1,428,184
	5 国民健康保険費	635,708	4,396	640,104
4 衛生費		6,933,597	485,596	7,419,193
	1 保健衛生費	4,671,458	492,501	5,163,959
	2 清掃費	2,262,139	△6,905	2,255,234
5 産業経済費		1,100,054	△3,255	1,096,799
	1 農業費	181,672	△3,255	178,417
6 土木費		3,439,657	△7,050	3,432,607
	1 土木管理費	281,982	△14,325	267,657

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補正額	計
	2 道路橋梁及び河川費	1,073,263	22,140	1,095,403
	3 都市計画費	899,267	△17,945	881,322
	4 住宅費	96,465	3,080	99,545
7 消防費		1,504,133	△12,055	1,492,078
	1 消防費	1,504,133	△12,055	1,492,078
8 教育費		4,694,886	△18,968	4,675,918
	1 教育総務費	396,020	△1,200	394,820
	2 小学校費	374,649	9,377	384,026
	3 中学校費	261,809	△1,747	260,062
	4 幼稚園費	819,267	△13,765	805,502
	5 社会教育費	1,006,350	△13,988	992,362
	6 保健体育費	1,836,791	2,355	1,839,146
歳 出 合 計		43,394,945	613,995	44,008,940



## 第 2 表 繰 越 明 許 費 補 正

追加

[単位 千円]

款	項	事 業 名	金 額
土 木 費	都 市 計 画 費	ま ち づ ぐ り 推 進 事 業	7, 9 2 1
教 育 費	小 学 校 費	小 学 校 施 設 管 理 事 業	3, 6 3 0
		小 学 校 施 設 整 備 事 業	6, 4 3 0
	中 学 校 費	中 学 校 施 設 管 理 事 業	1, 6 5 0

## 第 3 表 債 務 負 担 行 為 補 正

追加

[単位 千円]

事 項	期 間	限 度 額
交 通 費 等 助 成 業 務	令 和 3 年 度 从 前 令 和 4 年 度 まで	2 9 3, 4 9 7
被 保 護 者 ・ 生 活 困 窮 者 就 労 等 支 援 業 務	令 和 3 年 度 从 前 令 和 4 年 度 まで	4, 1 6 8
生 活 困 窮 者 学 習 支 援 業 務	令 和 3 年 度 从 前 令 和 4 年 度 まで	1, 6 6 6

## 第 4 表 地 方 債 補 正

### 1 追加

[単位 千円]

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
小学校施設 整備事業	2,100	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えることができる。

### 2 変更

[単位 千円]

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
道路橋梁 及び河川 整備事業	298,300	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えることができる。	331,700	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えることができる。

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(款) 15 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分		
1 民生費国庫負担金	4,678,787	108,406	4,787,193	1	社会福祉負担金	101,317	介護給付費等負担金
				6	保険基盤安定負担金	7,089	国民健康保険基盤安定負担金
3 教育費国庫負担金	95,488	4,330	99,818	2	小学校費負担金	4,330	災害復旧費国庫負担金
計	5,270,636	112,736	5,383,372				

[単位 千円]

(款) 15 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分		
2 民生費国庫補助金	1,556,568	△ 3,197	1,553,371	1	社会福祉補助金	△ 5,859	地域生活支援事業補助金
				2	児童福祉補助金	2,662	子ども・子育て支援事業費補助金
計	3,062,906	△ 3,197	3,059,709				

[単位 千円]

(款) 16 県支出金

(項) 1 県負担金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分		
1 民生費県負担金	1,960,313	46,865	2,007,178	1	社会福祉負担金	50,658	介護給付費等負担金

[単位 千円]

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分		
				5	保険基盤安定負担金	△ 3,793	国民健康保険基盤安定負担金
計	2,035,474	46,865	2,082,339				

## (款) 16 県支出金

## (項) 2 県補助金

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分		
2 民生費県補助金	579,846	△ 6,102	573,744	1	社会福祉費補助金	△ 6,102	地域生活支援事業補助金 精神障害者医療費補助金 △ 2,929 △ 3,173
3 衛生費県補助金	1,188,120	480,761	1,668,881	1	保健衛生費補助金	480,761	新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金
計	2,071,640	474,659	2,546,299				

## (款) 20 繰越金

## (項) 1 繰越金

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分		
1 繰越金	1,576,560	△ 55,068	1,521,492	1	繰越金	△ 55,068	前年度繰越金
計	1,576,560	△ 55,068	1,521,492				

## (款) 21 諸収入

## (項) 4 雑入

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分		
4 雑入	1,004,627	2,500	1,007,127	4	雑入	2,500	自治総合センターコミュニケーション助成金

計	1,005,278	2,500	1,007,778		
---	-----------	-------	-----------	--	--

(款) 22 市債

(項) 1 市債

目	補正前の額	補正額	計	節分		明
				区	金額	
3 土木債	317,900	33,400	351,300	1 道路橋梁及び 河川債	33,400	林地崩壊防止施設整備事業債
5 教育債	44,200	2,100	46,300	2 小学校債	2,100	小学校法面復旧事業債
計	2,954,300	35,500	2,989,800			

[単位 千円]

歳 出

(款) 1 議会費

(項) 1 議会費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源の内訳			区 分	金 額	説 明
				内 訳					
				特 定 財 源	地 方 債	そ の 他			
1 議会費	351,381	6,237	357,618			6,237	2 給料 3 職員手当等 4 共済費	4,000 1,240 997	人事異動等による 人事異動等による 人事異動等による
計	351,381	6,237	357,618			6,237			

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源の内訳			区 分	金 額	説 明
				内 訳					
				特 定 財 源	地 方 債	そ の 他			
1 一般管理費	2,224,899	△ 14,120	2,210,779			△14,120	2 給料 3 職員手当等	△ 2,000 △ 12,120	人事異動等による 人事異動等による
5 財産管理費	1,611,719	△ 2,475	1,609,244			△2,475	24 積立金	△ 2,475	職員退職給与基金
8 市民活動費	141,533	2,500	144,033			2,500 (諸) 2,500	18 負担金補助及び交付金	2,500	コミュニティ助成事業補助金
9 人権施策費	63,812	△ 4,650	59,162			△4,650	2 給料 3 職員手当等 4 共済費	△ 3,500 △ 610 △ 540	人事異動等による 人事異動等による 人事異動等による

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				特 定 財 源	地方債	その他			
計	4,398,768	△ 18,745	4,380,023			2,500	△21,245		
(款) 2 総務費									
(項) 2 徴税費									
1 税務総務費	272,495	△ 8,915	263,580				△8,915	2 給料	人事異動等による
								3 職員手当等	人事異動等による
								4 共済費	人事異動等による
計	497,677	△ 8,915	488,762				△8,915		

[単位 千円]

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				特 定 財 源	地方債	その他			
1 社会福祉総務費	353,813	△ 2,120	351,693				△2,120	2 給料	人事異動等による
								3 職員手当等	人事異動等による
2 国民年金費	28,942	2,705	31,647				2,705	2 給料	人事異動等による
								3 職員手当等	人事異動等による
								4 共済費	人事異動等による
3 障がい者福祉費	2,816,692	184,570	3,001,262	140,014 (国庫)			44,556	19 扶助費	精神障害者医療費 障害福祉サービス費 障害児施設給付費 自立支援医療給付費 地域生活支援事業費

[単位 千円]

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				特 定 財 源	地方 債 の 他	一般財源			
計	6,917,206	185,155	7,102,361			45,141			

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				特 定 財 源	地方 債 の 他	一般財源			
1 児童福祉総務費	4,000,045	12,992	4,013,037			10,330	△ 1,000	人事異動等による	
							△ 3,060	人事異動等による	
							△ 990	人事異動等による	
							2,662	児童手当システム等委託料	
							15,380	過年度償還金	
3 保育所費	1,001,957	△ 12,425	989,532			△ 12,425	△ 8,000	人事異動等による	
							△ 2,480	人事異動等による	
							△ 1,945	人事異動等による	
4 母子父子福祉費	424,967	3,305	428,272			3,305	22 償還金利子及び割引料	過年度償還金	
計	8,043,993	3,872	8,047,865			1,210			



## (款) 3 民生費

## (項) 3 生活保護費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				特 国県支出金	地方債	その他			
1 生活保護総務費	124,205	△ 2,273	121,932			△ 2,273	2 給料	△ 2,000	人事異動等による
							3 職員手当等	30	人事異動等による
							4 共済費	△ 303	人事異動等による
計	1,430,457	△ 2,273	1,428,184			△ 2,273			

[単位 千円]

## (款) 3 民生費

## (項) 5 国民健康保険費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				特 国県支出金	地方債	その他			
1 国民健康保険費	635,708	4,396	640,104	3,296 (国負)		1,100	27 繰出金	4,396	国民健康保険特別会計繰出金
				7,089 (県負)					
				△ 3,793					
計	635,708	4,396	640,104			1,100			

[単位 千円]

## (款) 4 衛生費

## (項) 1 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				特 国県支出金	地方債	その他			
1 保健衛生総務費	2,437,290	492,501	2,929,791	480,761 (県補)		11,740	2 給料	4,000	人事異動等による
				480,761			3 職員手当等	6,240	人事異動等による
							4 共済費	1,500	人事異動等による

[単位 千円]

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				特 定 財 源	地方 債 の 他	一般財源	区 分	金 額	
							18 負担金補助及び交付金	480,761	新型コロナウイルス感染症医療体制整備補助金
計	4,671,458	492,501	5,163,959	480,761		11,740			

(款) 4 衛生費

(項) 2 清掃費

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				特 定 財 源	地方 債 の 他	一般財源	区 分	金 額	
3 ごみ処理施設費	866,193	△ 6,905	859,288			△ 6,905	2 給料	△ 3,000	人事異動等による
							3 職員手当等	△ 2,180	人事異動等による
							4 共済費	△ 1,725	人事異動等による
計	2,262,139	△ 6,905	2,255,234			△ 6,905			

(款) 5 産業経済費

(項) 1 農業費

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				特 定 財 源	地方 債 の 他	一般財源	区 分	金 額	
1 農業委員会費	37,804	865	38,669			865	3 職員手当等	700	人事異動等による
							4 共済費	165	人事異動等による
2 農業総務費	66,637	△ 4,120	62,517			△ 4,120	2 給料	△ 2,000	人事異動等による
							3 職員手当等	△ 1,120	人事異動等による
							4 共済費	△ 1,000	人事異動等による

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				特 定 地 方 債	財 源 の 他	一般財源			
計	181,672	△ 3,255	178,417			△ 3,255			
(款) 6 土木費									
(項) 1 土木管理費									
1 土木総務費	161,626	△ 14,325	147,301			△ 14,325	2 給料	△ 12,000	人事異動等による
							3 職員手当等	△ 6,720	人事異動等による
							4 共済費	△ 2,433	人事異動等による
							12 委託料	6,828	コミュニケーションバス運行委託料
計	281,982	△ 14,325	267,657			△ 14,325			

[単位 千円]

(款) 6 土木費

(項) 2 道路橋梁及び河川費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				特 定 地 方 債	財 源 の 他	一般財源			
1 道路橋梁総務費	164,087	10,700	174,787			10,700	2 給料	3,000	人事異動等による
							3 職員手当等	5,680	人事異動等による
							4 共済費	2,020	人事異動等による
3 道路橋梁新設改良費	220,804	11,440	232,244			11,440	2 給料	7,500	人事異動等による
							3 職員手当等	3,450	人事異動等による
							4 共済費	490	人事異動等による
計	1,073,263	22,140	1,095,403	33,400		△ 11,260			

[単位 千円]

## (款) 6 土木費

## (項) 3 都市計画費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明			
				特 定 財 源	地方債 その他	一般財源						
										国	県	支
										出	金	金
1 都市計画総務費	174,793	△ 6,245	168,548			△6,245	2 給料	△ 3,000	人事異動等による			
							3 職員手当等	△ 2,280	人事異動等による			
							4 共済費	△ 965	人事異動等による			
2 公園整備費	654,738	△ 11,700	643,038			△11,700	2 給料	△ 7,000	人事異動等による			
							3 職員手当等	△ 3,620	人事異動等による			
							4 共済費	△ 1,080	人事異動等による			
計	899,267	△ 17,945	881,322			△17,945						

## (款) 6 土木費

## (項) 4 住宅費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明			
				特 定 財 源	地方債 その他	一般財源						
										国	県	支
										出	金	金
1 住宅事業費	96,465	3,080	99,545			3,080	2 給料	1,500	人事異動等による			
							3 職員手当等	1,090	人事異動等による			
							4 共済費	490	人事異動等による			
計	96,465	3,080	99,545			3,080						

(款) 7 消防費

(項) 1 消防費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明			
				国県支出金	地方債	その他						
										財源		
										一般財源		
1 常備消防費	1,244,445	△ 12,055	1,232,390				△ 12,055	2 給料	△ 3,000	人事異動等による		
								3 職員手当等	△ 7,180	人事異動等による		
								4 共済費	△ 1,875	人事異動等による		
計	1,504,133	△ 12,055	1,492,078				△ 12,055					

(款) 8 教育費

(項) 1 教育総務費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明			
				国県支出金	地方債	その他						
										財源		
										一般財源		
1 教育委員会費	369,082	△ 1,200	367,882				△ 1,200	12 委託料	△ 1,200	情報システム維持管理委託料		
計	396,020	△ 1,200	394,820				△ 1,200					

(款) 8 教育費

(項) 2 小学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明			
				国県支出金	地方債	その他						
										財源		
										一般財源		
1 学校管理費	275,191	2,947	278,138				2,947	7 報償費	△ 90	謝礼		
								12 委託料	3,630	清掃等委託料		
								13 使用料及び賃借料	△ 593	施設使用料		
3 小学校施設整備費	17,700	6,430	24,130	4,330	2,100			14 工事請負費	6,430	学校施設整備工事		

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明			
				特 定 財 源	地方債 その他	一般財源						
										国県支出金	国県支出金	国県支出金
										(国負)	(国負)	(国負)
計	374,649	9,377	384,026	4,330	2,100	2,947						

(款) 8 教育費

(項) 3 中学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明			
				特 定 財 源	地方債 その他	一般財源						
										国県支出金	国県支出金	国県支出金
										(国負)	(国負)	(国負)
1 学校管理費	184,163	△ 1,747	182,416			△ 1,747	10 需用費	△ 3,397 光熱水費				
計	261,809	△ 1,747	260,062			△ 1,747	12 委託料	1,650 清掃等委託料				

(款) 8 教育費

(項) 4 幼稚園費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明			
				特 定 財 源	地方債 その他	一般財源						
										国県支出金	国県支出金	国県支出金
										(国負)	(国負)	(国負)
1 幼稚園費	819,267	△ 13,765	805,502			△ 13,765	2 給料	△ 9,000 人事異動等による				
計	819,267	△ 13,765	805,502			△ 13,765	3 職員手当等	△ 3,540 人事異動等による				
							4 共済費	△ 1,225 人事異動等による				

## (款) 8 教育費

## (項) 5 社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明			
				特 定 財 源	地方債	その他						
										内訳		
										国県支出金	一般財源	
1 社会教育総務費	133,249	△ 5,130	128,119			△ 5,130	2 給料	△ 2,500	人事異動等による			
							3 職員手当等	△ 1,150	人事異動等による			
							4 共済費	△ 1,480	人事異動等による			
3 図書館費	325,683	△ 8,858	316,825			△ 8,858	2 給料	△ 6,000	人事異動等による			
							3 職員手当等	△ 1,860	人事異動等による			
							4 共済費	△ 998	人事異動等による			
計	1,006,350	△ 13,988	992,362			△ 13,988						

## (款) 8 教育費

## (項) 6 保健体育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明			
				特 定 財 源	地方債	その他						
										内訳		
										国県支出金	一般財源	
3 学校給食センター運営費	886,042	2,355	888,397			2,355	2 給料	2,000	人事異動等による			
							3 職員手当等	120	人事異動等による			
							4 共済費	235	人事異動等による			
計	1,836,791	2,355	1,839,146			2,355						

補正予算給与費明細書

1 一般職

(1) 総括

区分	職員数 (人)	給与			与費			合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	共済費 (千円)	計 (千円)			
補正後	( 636 )	735,093	3,078,564	2,782,201	1,162,566	6,595,858	7,758,424		
補正前	( 637 )	735,093	3,128,064	2,811,321	1,174,308	6,674,478	7,848,786		
比較	( △ 1 ) ( △ 5 )	0	△ 49,500	△ 29,120	△ 11,742	△ 78,620	△ 90,362		

※ ( ) 内は、再任用短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員について外書きしたものの。

職員手当の内訳	区分	扶養手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当(千円)	地域手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務 手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)
職員手当の内訳	補正後	78,930	116,268	2,960	196,203	1,607	201,570	36,826
	補正前	78,930	116,268	2,960	199,173	1,607	201,570	36,826
	比較	0	0	0	△ 2,970	0	0	0

夜間勤務手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	退職手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)
7,782	648	77,438	45,266	665,000	818,995	532,708
7,782	648	77,438	45,266	681,000	829,145	532,708
0	0	0	0	△ 16,000	△ 10,150	0





(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区	分	一 般 職	消 防 職	教 育 職	技 能 職
補正後	平均給料月額 (円)	322,388	320,819	328,884	312,173
	平均給与月額 (円)	396,642	414,916	380,902	349,908
	平均年齢 (歳)	42.7	41.1	43.7	49.2
補正前	平均給料月額 (円)	326,252	326,229	326,357	309,615
	平均給与月額 (円)	403,594	414,776	374,908	355,724
	平均年齢 (歳)	42.6	41.6	43.0	49.6

イ 初任給

区 分	一 般 職 (円)	消 防 職 (円)	教 育 職 (円)	技 能 職 (円)	国 の 制 度	
					一 般 行 政 職 (円)	技 能 職 (円)
高 校 卒	150,600	160,100	154,900	166,700	150,600	147,900
大 学 卒	182,200	195,500	188,700		182,200	

ウ 級別職員数

区分	一般職			消防職			教育職			技能職	
	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)	技能職	職員数(人)
補正後	1級	(63)	(12.1)	1級	(19)	(14.4)	1級	(4)	(8.5)	技能職 給料表	26
	2級	(56)	(10.8)	2級	(16)	(12.1)	2級	(6)	(12.8)		
	3級	(68)	(100.0)	3級	(24)	(18.2)	3級	(9)	(19.1)		
	4級	(120)	(23.1)	4級	(43)	(32.5)	4級	(10)	(21.4)		
	5級	(45)	(8.7)	5級	(5)	(3.8)	5級	(5)	(10.6)		
	6級	(56)	(10.8)	6級	(15)	(11.4)	6級	(5)	(10.6)		
	7級	(48)	(9.2)	7級	(7)	(5.3)	7級	(8)	(17.0)		
	8級	(15)	(2.9)	8級	(3)	(2.3)	8級	( )	( )		
計	(68)	(100.0)	計	(132)	(100.0)	計	(47)	(100.0)			
補正前	1級	(59)	(11.5)	1級	(15)	(11.3)	1級	(5)	(10.2)	技能職 給料表	27
	2級	(62)	(12.1)	2級	(16)	(12.0)	2級	(5)	(10.2)		
	3級	(73)	(100.0)	3級	(25)	(18.8)	3級	(10)	(20.4)		
	4級	(118)	(23.0)	4級	(45)	(33.8)	4級	(12)	(24.5)		
	5級	(47)	(9.2)	5級	(7)	(5.3)	5級	(5)	(10.2)		
	6級	(53)	(10.3)	6級	(16)	(12.0)	6級	(4)	(8.2)		
	7級	(48)	(9.4)	7級	(7)	(5.3)	7級	(8)	(16.3)		
	8級	(15)	(2.9)	8級	(2)	(1.5)	8級	( )	( )		
計	(73)	(100.0)	計	(133)	(100.0)	計	(49)	(100.0)			

※ ( ) 内は、再任用短時間勤務職員について外書きしたものの。

(級別の基準となる職務)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
一般職	事務員 技術員	主事 技師	主任	係長級	主幹	課長補佐級	課長級	部長級

工昇給

補正後	区	分	合計	代表的な職種				技能職
				一般職	消防職	教育職	職	
補正後	職員数	(A)	724	519	132	47	26	
		昇給に係る職員数(B)	535	381	98	36	20	
			2号給					
			4号給	535	381	98	36	20
6号給								
		8号給						
補正前	比率	(B)/(A)	73.9	73.4	74.2	76.6	76.9	
		職員数	729	516	133	53	27	
			昇給に係る職員数(B)	525	371	98	37	19
				2号給				
4号給	525			371	98	37	19	
6号給								
		8号給						
		(B)/(A)	72.0	71.9	73.7	69.8	70.4	

才 期末手当・勤勉手当

区分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備考
	6月(月分)	12月(月分)			
補正後	( 1.175 ) 2.225	( 1.175 ) 2.225	( 2.35 ) 4.45	有	
補正前	( 1.175 ) 2.225	( 1.175 ) 2.225	( 2.35 ) 4.45	有	
国の制度	( 1.175 ) 2.225	( 1.175 ) 2.225	( 2.35 ) 4.45	有	

※ ( ) 内は、再任用職員に係る支給率である。

カ 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

区分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (3%～45%加算)	
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (3%～45%加算)	

キ 地域手当

支給対象地域	市全域
支給率 (%)	6.0
支給対象職員数 (人)	724
国の指定基準に基づく 支給率 (%)	6.0

ク 特殊勤務手当

区分	分	全職種	代表的な職種			
			一般職	消防職	教育職	技能職
給料総額に対する比率 (%)	(%)	0.2	0.0	0.2	2.6	0.1
支給対象職員の比率 (%)	(%)	13.1	2.5	34.1	72.3	11.5
(令和3年11月1日現在)		訪問指導手当・環境衛生業務手当				

ケ その他の手当

区分	国の制度との異同	差異の内容	内容
扶養手当	同じ		
住居手当	同じ		
通勤手当	一部異なる		自転車通勤の者は1,500円加算 10km未満の自転車以外の交通用具使用者は300円減額

令和3年度生駒市国民健康保険特別会計補正予算（第2回）

令和3年度生駒市の国民健康保険特別会計の補正予算（第2回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ105,025千円を追加し、

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11,177,897千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和3年12月2日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

# 第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 県支出金		7,976,984	94,441	8,071,425
	1 県負担金	16,860	8,016	24,876
	2 県補助金	7,960,123	86,425	8,046,548
7 繰入金		838,134	10,584	848,718
	1 一般会計繰入金	635,708	4,396	640,104
	2 基金繰入金	202,426	6,188	208,614
歳 入 合 計		11,072,872	105,025	11,177,897

歳 出

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 保険給付費		7,412,005	86,425	7,498,430
	1 療養諸費	6,492,515	58,162	6,550,677
	2 高額療養費	883,165	27,711	910,876
	6 傷病手当金	648	552	1,200
3 国民健康保険事業費納付金		3,367,149	6,574	3,373,723
	4 その他納付金	732,842	6,574	739,416

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補正額	計
6 保健事業費		75,278	12,026	87,304
	1 特定健康診査等事業費	71,925	12,026	83,951
歳	出	合	計	
		11,072,872	105,025	11,177,897



歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(款) 4 県支出金

(項) 1 県負担金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 保険給付費等交付金	16,860	8,016	24,876	1 保険給付費等交付金(特別交付金)	8,016	特定健康診査等負担金
計	16,860	8,016	24,876			

[単位 千円]

(款) 4 県支出金

(項) 2 県補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 保険給付費等交付金	7,960,123	86,425	8,046,548	1 保険給付費等交付金(普通交付金)	85,873	普通交付金
				2 保険給付費等交付金(特別交付金)	552	特別交付金
計	7,960,123	86,425	8,046,548			

[単位 千円]

(款) 7 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 一般会計繰入金	635,708	4,396	640,104	1 保険基盤安定繰入金	4,396	
計	635,708	4,396	640,104			

[単位 千円]

(款) 7 繰入金

(項) 2 基金繰入金

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分		
1 財政調整基金繰入金	202,426	6,188	208,614	1 財政調整基金繰入金	6,188		
計	202,426	6,188	208,614				

歳 出

(款) 2 保険給付費

(項) 1 療養諸費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説 明
				内 訳					
				補正額	特 定	その他			
1 一般被保険者療養給付費	6,393,014	58,162	6,451,176	58,162 (県補)	58,162	18 負担金補助及び交付金	58,162	療養給付費負担金	
計	6,492,515	58,162	6,550,677	58,162					

(款) 2 保険給付費

(項) 2 高額療養費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説 明
				内 訳					
				補正額	特 定	その他			
1 一般被保険者高額療養費	882,163	27,711	909,874	27,711 (県補)	27,711	18 負担金補助及び交付金	27,711	高額療養費負担金	
計	883,165	27,711	910,876	27,711					

(款) 2 保険給付費

(項) 6 傷病手当金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説 明
				内 訳					
				補正額	特 定	その他			
1 傷病手当金	648	552	1,200	552 (県補)	552	5 災害補償費	552	傷病手当金	
計	648	552	1,200	552					

(款) 3 国民健康保険事業費納付金

(項) 4 その他納付金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源の内訳			区 分	金額	説 明
				補正額					
				特定	地方	その他			
				国県支出金	支	出			
1 その他納付金	732,842	6,574	739,416		14,180 (繰入)	△7,606	18 負担金補助及び交付金	6,574 保険基盤安定分 財政安定化支援事業分 14,180 △ 7,606	
計	732,842	6,574	739,416		14,180	△7,606			

(款) 6 保健事業費

(項) 1 特定健康診査等事業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源の内訳			区 分	金額	説 明
				補正額					
				特定	地方	その他			
				国県支出金	支	出			
1 特定健康診査等事業費	71,925	12,026	83,951	8,016 (県負)		4,010	12 委託料	12,026 特定健康診査等委託料	
計	71,925	12,026	83,951	8,016		4,010			

令和3年度生駒市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）

令和3年度生駒市の後期高齢者医療特別会計の補正予算（第1回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ123,000千円を追加し、

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,387,989千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和3年12月2日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

# 第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 後期高齢者医療保険料		1,897,571	123,000	2,020,571
	1 後期高齢者医療保険料	1,897,571	123,000	2,020,571
歳 入 合 計		2,264,989	123,000	2,387,989

歳 出

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 後期高齢者医療広域連 合納付金		2,205,571	123,000	2,328,571
	1 後期高齢者医療広域連 合納付金	2,205,571	123,000	2,328,571
歳 出 合 計		2,264,989	123,000	2,387,989

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(款) 1 後期高齢者医療保険料

(項) 1 後期高齢者医療保険料

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 後期高齢者医療保険料	1,897,571	123,000	2,020,571	1 現年度分特別徴収保険料	62,730	
				2 現年度分普通徴収保険料	60,270	
計	1,897,571	123,000	2,020,571			

歳出

(款) 2 後期高齢者医療広域連合納付金

(項) 1 後期高齢者医療広域連合納付金

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		説明
				財源		
				特定 国県支出金	地方債その他	
1 後期高齢者医療広域連合納付金	2,205,571	123,000	2,328,571	123,000 (保)	123,000	後期高齢者医療広域連合負担金
計	2,205,571	123,000	2,328,571			

議案第 76 号

令和3年度生駒市病院事業会計補正予算（第3回）

第1条 令和3年度生駒市病院事業会計の補正予算（第3回）は、次に定めるところによる。

第2条 令和3年度生駒市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 病院事業収益	1,771,052 千円	480,761 千円	2,251,813 千円
第2項 医業外収益	1,682,889 千円	480,761 千円	2,163,650 千円

支 出

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 病院事業費	1,718,599 千円	480,761 千円	2,199,360 千円
第1項 医業費用	1,664,800 千円	480,761 千円	2,145,561 千円

第3条 予算第7条中、「1,166,990千円」を「1,647,751千円」に改める。

令和3年12月2日提出

生駒市長 小 紫 雅 史



令和3年度 生駒市病院事業会計補正予算（第3回）実施計画

1 収益の収入及び支出

収 入

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1	病院事業 収 益		1,771,052	480,761	2,251,813	
	2	医 業 外 収 益	1,682,889	480,761	2,163,650	
		2 他 会 計 補 助 金	1,169,925	480,761	1,650,686	一 般 会 計 補 助 金

支 出

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1	病 院 事 業 費		1,718,599	480,761	2,199,360	
	1	医 業 費 用	1,664,800	480,761	2,145,561	
		2 経 費	1,257,250	480,761	1,738,011	交 付 金

# 令和3年度 生駒市病院事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

(単位 千円)

1	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	当年度純利益	66,218
	減価償却費	386,419
	賞与引当金の増加・減少額(△)	2
	長期前受金戻入額	△96,428
	受取利息及び配当金	△4
	支払利息及び企業債取扱諸費	9,799
	未収金の増加(△)・減少額	△38,880
	未払金の増加・減少額(△)	67,419
	小計	394,545
	利息及び配当金の受取額	4
	利息及び企業債取扱諸費の支払額	△9,544
	業務活動によるキャッシュ・フロー	385,005
2	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	有形固定資産の取得による支出	△26,908
	補助金、負担金等による収入	258,560
	投資活動によるキャッシュ・フロー	231,652
3	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△985,209
	建設改良費等の財源に充てるための他会計借入金による収入	340,000
	財務活動によるキャッシュ・フロー	△645,209
	資金増減額	△28,552
	資金期首残高	97,335
	資金期末残高	68,783

# 令和3年度生駒市病院事業予定貸借対照表

(令和4年3月31日)

(単位 千円)

## 資 産 の 部

1	固 定 資 産			
(1)	有 形 固 定 資 産			
	イ 建 物	4,936,196		
	減価償却累計額	<u>△ 1,056,568</u>	3,879,628	
	ロ 建物附属設備	3,651,119		
	減価償却累計額	<u>△ 1,562,793</u>	2,088,326	
	ハ 工具器具及び備品	7,989		
	減価償却累計額	<u>△ 4,956</u>	3,033	
	有形固定資産合計			5,970,987
(2)	無 形 固 定 資 産			
	イ 水道施設利用権		<u>5,188</u>	
	無形固定資産合計			<u>5,188</u>
	固 定 資 産 合 計			<u>5,976,175</u>
2	流 動 資 産			
(1)	現 金 預 金		68,783	
(2)	未 収 金		<u>427,899</u>	
	流動資産合計			<u>496,682</u>
	資 産 合 計			<u><u>6,472,857</u></u>

負債の部

3	固定負債			
(1)	企業債		1,649,111	
(2)	他会計借入金			
イ	建設改良費等の財源に 充てるための長期借入金	3,052,324		
ロ	その他長期借入金	<u>152,079</u>		
	他会計借入金合計		<u>3,204,403</u>	
	固定負債合計			4,853,514
4	流動負債			
(1)	企業債		982,342	
(2)	未払金		461,277	
(3)	引当金		1,752	
(4)	その他流動負債		<u>200</u>	
	流動負債合計			1,445,571
5	繰延収益			
(1)	長期前受金		1,534,716	
(2)	長期前受金収益化累計額		<u>△ 646,129</u>	
	繰延収益合計			888,587
	負債合計			<u>7,187,672</u>

資本の部

6	資本金			
(1)	資本金		<u>200,000</u>	
	資本金合計			200,000
7	剰余金			
(1)	利益剰余金			
イ	当年度未処理欠損金	<u>914,815</u>		
	利益剰余金合計		<u>△ 914,815</u>	
	剰余金合計			△ 914,815
	資本合計			<u>△ 714,815</u>
	負債資本合計			<u><u>6,472,857</u></u>

議案第 77 号

生駒市市民投票条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和3年12月2日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市市民投票条例の一部を改正する条例

生駒市市民投票条例（平成26年6月生駒市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「署名し、印を押す」を「署名する」に改める。

附 則

この条例は、令和4年1月1日から施行する。

議案第 78 号

生駒市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部  
を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和3年12月2日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正  
する条例

生駒市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年12  
月生駒市条例第35号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

執行機関	事 務
1 市長	生駒市子ども医療費助成条例（昭和48年10月生駒市条例第27号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
2 市長	小児慢性特定疾病児童等（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第2項に規定する小児慢性特定疾病児童等をいう。）に対して日常生活用具を給付する事業に関する事務であって規則で定めるもの
3 市長	生駒市ひとり親家庭等医療費助成条例（昭和53年9月生駒市条例第31号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
4 市長	生駒市心身障害者医療費助成条例（昭和47年3月生駒市条例第2号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
5 市長	生駒市重度心身障害老人等医療費助成条例（平成27年12月生駒市条例第39号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの

6	市長	精神障害者に対して医療費を助成する事業に関する事務であって規則で定めるもの
7	市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
8	市長	身体障害者手帳の交付対象とならない軽度又は中等度の難聴児に対して補聴器の購入費を助成する事業に関する事務であって規則で定めるもの
9	市長	介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付に係るサービスの利用者負担額を軽減する事業に関する事務であって規則で定めるもの
10	教育委員会	就学が困難と認められる児童又は生徒の保護者に対して就学援助費を支給する事業に関する事務であって規則で定めるもの

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 79 号

金鵒の杜倭苑条例を廃止する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和3年12月2日

生駒市長 小 紫 雅 史

金鵒の杜倭苑条例を廃止する条例

金鵒の杜倭苑条例（平成15年3月生駒市条例第10号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に廃止前の金鵒の杜倭苑条例（以下「旧条例」という。）第8条の規定により納付を受けた使用料に対する旧条例第9条の2の規定の適用については、令和4年5月31日までの間、なお従前の例による。



議案第 80 号

生駒市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和3年12月2日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市国民健康保険条例の一部を改正する条例

生駒市国民健康保険条例（昭和34年3月生駒市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「404,000円」を「408,000円」に、「16,000円」を「12,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第5条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の出産について適用し、同日前の出産については、なお従前の例による。

生駒市生涯学習施設の指定管理者の指定について

下記のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定による指定管理者の指定を行うことについて、同項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称  
やまびこホール
- 2 指定管理者となる団体の名称及び主たる事務所の所在地  
やまびこホール管理組合  
生駒市藤尾町300番地
- 3 指定の期間  
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

令和3年12月2日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市テレワーク & インキュベーションセンターの指定管理者の指定について

下記のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定による指定管理者の指定を行うことについて、同項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称  
生駒市テレワーク & インキュベーションセンター
- 2 指定管理者となる団体の名称及び主たる事務所の所在地  
ディア合同会社  
奈良市西大寺新町一丁目1番1号河辺ビル1階
- 3 指定の期間  
令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

令和3年12月2日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

議案第 83 号

奈良広域水質検査センター組合を組織する構成団体の数の減少及び  
同組合の規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、関係  
地方公共団体との協議により、令和4年4月1日から、川西町、三宅町及び田原  
本町を奈良広域水質検査センター組合から脱退させ、これらの町をもって設置さ  
れる磯城郡水道企業団を加入させ、並びに同組合の規約を変更することについ  
て、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和3年12月2日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

奈良広域水質検査センター組合規約の一部を改正する規約

奈良広域水質検査センター組合規約（平成7年奈良県指令地第1号）の一部を  
次のように改正する。

第2条中「市町村」の次に「及び一部事務組合（以下「組合市町村」とい  
う。）」を加える。

第5条第2項、第6条第2項及び第7条中「市町村」を「組合市町村」に改め  
る。

第10条第2項中「組合を組織する市町村（以下「組合市町村」という。）」を  
「組合市町村」に改め、同条第3項中「町長」の次に「（一部事務組合の長を含  
む。第5項及び第6項において同じ。）」を加える。

第15条第1項の表給水人口割の項中「。ただし、平成13年以前に発行され

た厚生省統計は、厚生労働省統計とみなす」を削り、「市町村」を「組合市町村」に改め、同表規模割の項中「水量と」を「水量（水道事業開始後の期間が3箇年未満の一部事務組合にあつては、3箇年に不足する期間の当該一部事務組合を組織するそれぞれの市町村の当該期間の水量を加えて平均した水量）と」に改め、「。ただし、平成13年以前に発行された厚生省統計は、厚生労働省統計とみなす」を削り、同表施設数割の項中「規模」の次に「(前々年度末において既認可水道事業の施設がない一部事務組合にあつては、当該一部事務組合を組織する市町村の前々年度末の既認可水道事業の施設の規模を合計した規模)」を加える。

別表第1中「安堵町 川西町 三宅町 田原本町」を「安堵町」に、「東吉野村」を「東吉野村 磯城郡水道企業団」に改める。

別表第2山辺地区の項中「山添村 川西町 三宅町 田原本町」を「山添村 磯城郡水道企業団」に改める。

#### 附 則

この規約は、令和4年4月1日から施行する。

議案第 84 号

生駒市教育委員会委員の任命について

生駒市教育委員会の委員に下記の者を任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 生駒市●●●●●●●●

氏 名 レイノルズ あい

生年月日 昭和●●年●●月●●日

令和3年12月2日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市固定資産評価審査委員会委員の選任について

生駒市固定資産評価審査委員会の委員に下記の者を選任したいから、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求めらる。

記

住 所 奈良市●●●●●●●●●●

氏 名 藤 村 光 世

生年月日 昭和●●年●●月●●日

住 所 奈良市●●●●●●●●●●

氏 名 脇 田 祥 尚

生年月日 昭和●●年●●月●●日

住 所 奈良市●●●●●●●●●●

氏 名 中 西 伸 之

生年月日 昭和●●年●●月●●日

令和3年12月2日提出

生駒市長 小 紫 雅 史